

大館市適正入札・契約推進委員会要綱

(設置)

第1条 大館市(以下「市」という。)の発注に係る入札及び契約の適正な執行を図り、その透明性、公正性及び競争性を確保するとともに、市が発注する公共工事において、技術提案等を受けた場合の審査を行うために大館市適正入札・契約推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(審査する事項)

第2条 委員会で審査する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 市の発注に係る入札・契約の運用状況について報告を受けること。
- (2) 市の締結した契約のうち、委員会が抽出したのものに関し、競争参加資格の設定の理由及び経緯並びに指名競争入札に係る指名の理由及び経緯等についての審議を行い、意見の具申又は報告をすること。
- (3) 入札及び契約に関する再苦情(大館市入札及び契約に係る苦情処理に関する要綱(平成15年7月1日)第9条の規定による再苦情をいう。以下同じ。)についての審議を行い、結果を報告すること。
- (4) 公共工事に係る公募型条件付一般競争入札、公募型指名競争入札、工事希望型指名競争入札等に対して、技術的適正の審査が必要な場合において、提出された技術資料等の審査
- (5) 入札時 Value Engineering(以下「VE」という。)及び契約後VEに係る技術提案の審査
- (6) 総合評価方式で落札者を決定する入札を行う場合の技術的評価に関する審査
- (7) 設計施工一括発注方式、詳細設計付き競争入札方式、二段階随意契約方式等による契約を行おうとする際において、技術審査が必要な場合の審査

(委員会の委員及び任期等)

第3条 委員会は、市の発注に係る入札・契約事務について学識経験等を有する者のうちから市長が委嘱する外部委員並びに内部委員として大館市副市長及び総務部長をもって構成する。

- 2 委員会は、委員8名以内で組織する。
- 3 委員の任期は、3年とする。ただし、委員に欠員が生じ、補完した場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の総数の過半数の出席がなければ、開催することができない。
- 4 第2条第1号及び第2号の規定に係る会議（以下「定例会議」という。）は、当該年度の上半期分に係るものについては上半期終了後3か月以内に、下半期分に係るものについては下半期終了後3か月以内に開催する。ただし、委員長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。
- 5 第2条第3号の規定に係る会議（以下「再苦情処理会議」という。）及び第2条第4号から第7号までに規定する会議（以下「公共工事技術審査部会」という。）は、必要に応じ開催する。
- 6 定例会議は、原則的に公開とし、その概要を公表するものとする。
- 7 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

(抽出の委員)

第6条 委員会は、第2条第2号に規定する抽出に関する事務を、あらかじめ指名した外部委員に委任することができる。

(意見具申又は報告)

第7条 委員会は、定例会議において改善すべき事項等があると認めたときは、市長に対して意見の具申又は報告を行うものとする。

(再苦情処理)

第8条 委員会は、第2条第3号に規定する事務に関し、再苦情申立書（様式第1号）により再苦情申立てがあり、市長の付託を受けたときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

- 2 再苦情処理会議は、前項の審議を終えたときは、その結果を再苦情申立てに対する回答（様式第2号）により市長に報告するとともに、再苦情申立書及び再苦情申

立てに対する回答を公表しなければならない。

- 3 前項の報告及び公表は、再苦情処理の申立があった日から50日以内に行わなければならない。

(公共工事技術審査部会の設置)

第9条 第2条第4号から7号までに規定する事項を審議するため、委員会に公共工事技術審査部会を置く。

(部会の部会員、任期、部会長等)

第10条 公共工事技術審査部会は、専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する外部部会員及び内部部会員をもって構成する。

- 2 公共工事技術審査部会は、外部部会員4名以内及び内部部会員4名以内で組織する。
- 3 内部部会員は、総務部長及び建設部長をもって充てる。
- 4 部会員の任期は、3年とする。ただし、部会員に欠員が生じ、補完した場合の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 部会員は、再任されることができる。
- 6 公共工事技術審査部会に部会長を置き、総務部長をもって充てる。
- 7 部会長は、公共工事技術審査部会の事務を掌理する。
- 8 部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した部会員がその職務を代理する。

(臨時部会員)

第11条 公共工事技術審査部会に、特別の事項を審査するために必要があるときは、臨時部会員を置くことができる。

- 2 臨時部会員は、部会長が任命する。
- 3 臨時部会員は、当該特別の事項に関する審査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会会議)

第12条 公共工事技術審査部会は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、審査部会の議長となる。
- 3 審査部会は、部会員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 審査部会の議事は、出席部会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 審査部会の審査に当たっては、事前に当該工事の発注課所から関係資料の提出を求めるものとする。

6 部会長は審査の際に必要な応じて関係者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第 13 条 委員、部会員及び臨時部会員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(庶務)

第 15 条 委員会の庶務は、総務部契約検査課において行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 15 年 7 月 1 日から施行する。

(大館市公共工事技術審査会要綱の廃止)

2 大館市公共工事技術審査会要綱（平成 13 年 5 月 1 日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

再苦情申立書

大館市長 様

再苦情申立者

住 所

氏 名

申立対象案件	
申立事項	
申立の根拠	

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

再苦情申立てに対する回答

再苦情申立者

住 所

氏 名

様

大館市長

印

申 立 対 象 案 件	
申 立 事 項	
申立に対する回答	